福山市公告第５９３号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定に基づき、２０２５年度（令和７年度）から２０３０年度（令和１２年度）までにおける福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項及び福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号。以下「規則」という。）第２７条の規定により公告します。

　　２０２５年（令和７年）５月１９日

福山市長　枝　広　直　幹

１　一般競争入札に付する事項

(1) 件名

福山市庁舎で使用する郵便料金計器の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 提供期間

２０２５年（令和７年）８月１日から２０３０年（令和１２年）７月３１日まで

（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約）

(4) 提供場所

別紙「仕様書」のとおり

(5) 入札書の記入方法等

　　入札書には、機器（オプション等を含む。）賃借料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、通信料、メンテナンス料その他郵便料金計器の使用に必要な費用（電気使用料及びリース開始前に準備するインク、ロールテープ等の費用以外の消耗品費を除く。）に加え、郵便料金計器の撤去の際に必要な費用も全て含めた額を基に算定した１月当たりの金額を記載すること。

２　入札参加資格

一般競争入札に参加する者に必要な資格は、「２０２５年度（令和７年度）～２０２７年度（令和９年度）福山市物品調達登録業者名簿」に登録のある業者のうち、提出書類に基づいて総合審査した結果が本契約の履行に当たって適当であると判断した場合に認めることとする。

３　入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア　令第１６７条の４に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ　本市に納付すべき市税の滞納がある者

ウ　国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

エ　この業務の公告の日から落札決定の日までの間、福山市の指名除外又は指名保留期間中の者

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで及び第６号の規定に該当する者

キ　次のいずれかに該当する者

(ｱ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ｲ) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(ｳ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ｴ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ｵ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記（エ）に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2) 申請内容

一般競争入札に参加する者で必要な資格の審査を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　保守体制等に関する調書（様式第２号）

ウ　郵便料金計器の機種名（型番を含む。）及びオプションの一覧（任意様式）

エ　郵便料金計器の機種に対応したカタログ又はこれに準じる書類

オ　入札参加資格審査申請や一般競争入札の権限を支店長、営業所長等に委任する場合にあっては委任状（様式第４号）

(3) 申請期間

２０２５年（令和７年）５月１９日（月）から同月３０日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

　(4) 申請方法

　　　持参又は書留郵便等により提出しなければならない。その他の方法による入札は認めない。

ただし、郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とし、２０２５年（令和７年）５月３０日（金）午後５時までに必着させること。

(5) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市役所本庁舎５階　福山市総務局総務部総務課

ＴＥＬ（０８４）９２８－１００７（直通）

E-Mail：soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

４　入札参加資格審査の結果の通知

(1) 入札参加資格審査の結果については、２０２５年（令和７年）６月５日（木）までに書面により資格審査結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を併せて通知する。

(2) 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）以外は、この入札に参加することができない。

５　入札参加条件

　　次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 上記３の入札参加の資格要件を満たす者で、提供開始から確実に安定したサービスの提供ができるもの

(2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者

６　入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格者が、入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき、上記３及びの４（１）に記載の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

(2) （１）により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

７　入札書の提出期限及び場所

(1) 提出期間

２０２５年（令和７年）６月９日（月）から６月１３日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、随時受け付ける。

ただし、郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、２０２５年（令和７年）６月１２日（木）午後５時までに必着させること。

(2) 提出（送付）場所

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市役所本庁舎５階　福山市総務局総務部総務課

８　開札の日時及び場所

(1) 日時

２０２５（令和７年）６月１６日（月）１３時３０分

(2) 場所

福山市東桜町３番５号　福山市役所　本庁舎５階入札室

９　問合せ先

〒７２０－８５０１　福山市東桜町３番５号

福山市総務局総務部総務課

ＴＥＬ（０８４）９２８－１００８（直通）

１０　その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された月額使用料に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算し、その額の５年間分の１００分の５に相当する金額を入札違約金として納めなければならない。

(4) 入札の無効

　本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入

札その他規則第３２条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

　　　要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者について、有効な入札書を提出したと判断されたものを契約の相手方とする。

(7) 本件は、２０２５年度（令和７年度）から２０３０年度（令和１２年度）までの間に予算の範囲内で、提供を受けるものである。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。